令和８年度　第１回鴨川市環境審議会　会議録

○　日　　時　　令和８年８月３日（月）　　開会：午前 10 時 00 分
　　閉会：午前 11 時 30 分

○　場　　所　　鴨川市役所　４階　大会議室

○　出席委員　　７名　飯塚　和夫　　渡邉　公康　　加藤　正浩　　藤原　悟作　　鈴木　良太郎
　　佐藤　大輔　　伊藤　正人

○　欠席委員　　３名　鎌田　直人　　本多　信介　　長谷川　裕一

○　出席職員　　６名　佐々木市長　　渡辺環境課長　　佐々木環境課長補佐
　　庄司廃棄物対策係長　　高橋環境保全係長　　環境課・畑中副主査

○　傍 聴 者　　なし

○　会議概要

１．開　　会
２．市長あいさつ
３．会長・副会長選出
４．議　　事
　（１）　一般廃棄物処理手数料の改定について
　（２）　浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定について
　（３）　第３次鴨川市環境基本計画の進め方について
５．報　　告
　（１）　田原地区メガソーラー関連について
　（２）　鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について
６．そ の 他
　（１）　次回の開催予定等について

詳細については以下のとおり。

● 司会（佐々木課長補佐）

皆さん、こんにちは。

定刻を過ぎましたので、ただ今から「令和８年度　第１回鴨川市環境審議会」を開催させていただきます。

本日、こちらの都合によりまして、急遽、日程変更をさせていただきましたが、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日程変更につきましては、心からお詫び申し上げます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、環境課課長補佐の佐々木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、鎌田 直人 委員、本多 信介 委員、長谷川　裕一 委員の３名から、欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は７名でございます。

鴨川市環境審議会規則第３条第２項の規定により、過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本審議会でございますが、鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第３条の規定によりまして、原則として会議を公開しております。

また、会議録を作成し、原則としてこれを公開することとなっておりますので、本日の会議を録音させていただきます。

あらかじめご了承ください。

なお、本日の会議における傍聴人は、おりませんでしたので、ご報告いたします。

環境審議会委員のみなさまには、任期満了に伴い、去る、令和８年１月２５日に環境審議会委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

本日の会議は、前回の開催から２年半ぶりとなりますこと、また、委員の改選もございましたので、改めて委員みなさまのご紹介をさせていただきたいと存じます。

資料２ページの、環境審議会委員名簿をご覧ください。

始めに、安房農業協同組合常務理事・飯塚 和夫 委員でございます。

飯塚です。よろしくお願いいたします。

本日所用により欠席でございますが、東京大学大学院　農学生命学研究科附属演習林　千葉演習林長 鎌田 直人 委員でございます。

次に、一般社団法人　鴨川市農林業体験交流協会　事務局長　渡邉 公康 委員でございます。

渡邉です。よろしくお願いいたします。

次に、一般社団法人　千葉県建設業協会　鴨川支部副支部長　加藤 正浩 委員でございます。

加藤です。よろしくお願いいたします。

次に、鴨川シーワールド　総支配人　藤原 悟作 委員でございます。

藤原です。よろしくお願いいたします。

次に、鴨川市漁業共同組合　代表理事組合長　鈴木 良太郎 委員でございます。

鈴木です。よろしくお願いいたします。

次に、鴨川警察署　生活安全課長　佐藤 大輔 委員でございます。

佐藤です。よろしくお願いいたします。

本日所用により欠席でございますが、鴨川市商工会副会長　長谷川 裕一 委員でございます。

最後になりますが、学識経験者といたしまして、伊藤 正人 委員でございます。

伊藤です。よろしくお願いいたします。

委員みなさまのご紹介は、以上でございます。

次に、鴨川市関係者の紹介をいたします。
市長　佐々木 久之でございます。
佐々木です。よろしくお願いいたします。
続いて、事務局になります。
環境課長　渡辺 慎太郎でございます。
渡辺です。よろしくお願いいたします。
廃棄物対策係長　庄司 紀夫でございます
庄司です。よろしくお願いいたします。
環境保全係長　高橋 直樹でございます。
高橋です。よろしくお願いいたします。
環境保全係　副主査　畑中 依子でございます。
畑中です。よろしくお願いいたします。
最後に、私、課長補佐の佐々木 正信でございます。
どうぞ、よろしくお願いいたします。
それでは会議に先立ちまして、佐々木市長より挨拶を申し上げます。
市長よろしくお願いします。

● 佐々木市長あいさつ

市長の佐々木でございます。
先ず始めに、熊本地震により被災されましたみなさまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い平穏な日常生活に戻ることを願っているところでございます。
本日は、令和８年度　第１回目の、鴨川市環境審議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さまには、ご多用の中、ご出席いただき、心から感謝申し上げます。
また、日頃より、本市の環境行政に様々なお立場から、お力添えを賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。
本日ご審議頂く案件は、３件でございます。
１件目が、一般廃棄物処理手数料の改定について、２件目が、浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定について、３件目が、第３次鴨川市環境基本計画の進め方になります。
何れの案件につきましても、本市にとって重要なものとなりますので、慎重なご審議を頂きたいと存じます。
また、報告事項といたしまして、「田原地区メガソーラー関連」及び「鴨川市地球温暖化対策実行計画」もございますので、ご参考としていただきたいと存じます。
今回の案件に関連し、現在の本市の可燃ごみの処理状況を申し上げますと、北小町の鴨川清掃センターは、令和４年８月末日をもって焼却業務を終了し、上小原の中継施設クリーンステーション鴨川から民間の処理施設へ委託を行っている状況であり、本市の財政状況を圧迫している一因となっております。
また、令和９年度からは君津４市、南房総市、鋸南町との共同事業として進めている広域廃棄物処理施設、上総安房クリーンシステムが稼働いたしますので、ごみ処理に係る支出は一時的には減るものの、中

継施設の維持費や、ごみ収集業務に係る委託費等、年々増加の一途をたどっておりますことからも、手数料の改定につきましては、ご理解を頂きたいと存じます。

結びに、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、わたくしの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

それでは、次第の３、会長・副会長の選出でございますが、お手元にあります資料４ページの鴨川市環境審議会規則をご覧ください。

鴨川市環境審議会規則第３条第１項に、審議会の会議は会長が招集し、その会議の議長となるとありますが、今任期委員における初めての会議となりますので、会長・副会長の選任が必要でございます。

よって、会長が決まるまでの間、佐々木市長に仮議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは市長よろしくお願いいたします。

【佐々木市長が仮議長席へ移動】

ご指名でございますので、仮議長を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、次第の３、会長・副会長の選出でございますが、会長の選出まで私が進行を務めさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

● 事務局（渡辺環境課長）

会長、副会長の選出でございますが、鴨川市環境審議会規則第２条第１項に、審議会に会長及び副会長各１人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定めるとございます。

よって、委員のみなさまのご選任より選任をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

● 仮議長（佐々木市長）

それでは、会長の互選につきまして、ご協議をお願いいたします。

互選ということではありますが、難しい面もあろうかと思いますので、推薦といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、会長につきまして推薦をお願いできればと存じます。

（加藤委員から、飯塚委員を推薦する発言あり）

● 仮議長（佐々木市長）

ただ今、加藤委員さんから飯塚委員さんに会長をお願いしてはどうかという発言がございました。

それでは、飯塚委員さんにお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、会長は飯塚委員さんに、決定いたしました。

それでは、就任に先立ち、飯塚会長から、一言ご挨拶をいただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

（飯塚会長　あいさつ）

ただいま会長に推薦されました飯塚ですけれども、不慣れでありますが精一杯努め、みなさまのご協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、会長が決定いたしましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

● 司会（佐々木課長補佐）

それでは、飯塚会長には、議長席へのご移動をお願いいたします。

【飯塚会長が議長席へ移動】

● 議長（飯塚会長）

それでは、審議会規則に基づき、議長を務めさせていただきます。

委員みなさま方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選出を行います。

委員のみなさまにおいて、立候補、推薦等ございますでしょうか。

特に無いようでありましたら、私の方から推薦させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

それでは、副会長に、わたなべ たかよし 委員さんを推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、副会長に渡邉委員さんと決定させていただきます。

以上で、会長・副会長の選出につきまして、終了させていただきます。

ご協力をいただき、ありがとうございました。

続きまして、会議録署名人の指名でございますが、１名、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、指名により、鈴木 良太郎 委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、次第の４、議事に入らせていただきます。

（１）一般廃棄物処理手数料の改定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

それでは、ごみ処理に係る手数料の改定について、説明いたします。

資料の方は５ページ資料１をご覧ください。

この件に関しましては、強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針において、事業系一般廃棄物処理手数料の改定としても、明記されております。

現在、鴨川市がごみ処理に関わる手数料として、徴収しているものは３種類あります。

１つ目は、廃棄物処理手数料です。

これは、鴨川市のごみの指定袋の消費として徴収しています。

２つ目が、廃棄物持ち込み処理手数料です。

こちらはクリーンステーション鴨川に直接ごみを持ち込んだ際に徴収する手数料です。

３つ目が、粗大ごみ処理手数料です。

こちらは粗大ごみを収集する際に、１件５００円の処理券の購入を求めるものです。

今回は、このうち、ごみの指定袋の証紙代と廃棄物の持ち込み処理手数料を改定したいものです。

また、財政課が主体となっております、使用料及び手数料にかかる見直しの中で、環境課所管の浄化槽清掃許可申請手数料と、許可証再交付申請手数料の見直しにつきましても改定したいものです。

それでは資料の説明をいたします。

こちらは、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第２４条に定められている、一般廃棄物処理手数料の額と、額の現行改定案になります。

まず、左側の柱、市が収集運搬するもののうち、燃やせるごみについてです。

現行では、指定袋を２０リットル１袋につき２０円を３０円に、４５リットル１袋につき５０円のものを７０円にしたいものです。

また、新たに燃やせないごみ、こちらは主にガラスセトモノ類で小型家電が対象となりますが、こちら可燃ごみと同様に処理費がかかっておりますので、指定袋２０リットルにつき３０円としたいものです。

続きまして、市の処理施設に市民が直接搬入する持ち込みごみについてです。

まず、動物の死体については現行のままです。

続いて、粗大ごみですが、現行では１０キロにつき７０円で、１点につき５００円を限度とします。

ただし、１０キロ未満の端数は四捨五入するとありますが、こちらも１０キロにつき１００円、１００円を超える分が、１０キロにつき２００円としたいものです。

併せて、１０キロ未満の端数は四捨五入し、１点あたりの限度額は５００円との規定をなくしたいものです。

次に、事業活動に伴って生じるものに、市の許可業者が搬入するごみ、いわゆる事業系ごみになります。

現行は、１０キロにつき１６０円、ただし、１０キロ未満の端数は四捨五入するとありますが、これを

１０キロにつき２００円とし、同様に四捨五入を無くしたいものです。

次に、上記以外の燃やせるごみですが、こちらは破砕を要するごみを含まれているものが、１００キロまでは、１０キロにつき７０円、１００キロを超える分は１０キロにつき１６０円です。

ただし、１０キロ未満の端数は四捨五入するとあり、上記以外のものは１００キロまでは、１０キロにつき５０円、１００キロを超える分は、１０キロにつき１２０円です。

ただし、１０キロ未満の端数は四捨五入するとあります。

こちらを一律に、１０キロにつき１００円、１００キロを超える分は、１０キロにつき２００円とし、これも先ほどと同様に四捨五入をなくしたいものです。

また新たに、燃やせないごみにつきまして、これまで手数料を取っておりませんでしたが、燃やせないごみの有料化に合わせまして、１０キロにつき１００円、１００キロを超える分の１０キロにつき２００円として徴収することとしたいものです。

また、別表の産業廃棄物関連ですが、こちらも事業ごみと同様に改定したいものになります。

続きまして、資料６ページの資料２をご覧ください。

こちらは、ごみ量の現状と可燃ごみと不燃ごみの委託料金の実績になります。

７年度実績では、可燃ごみは約１０００トン、不燃ごみは１４６トンですが、先ほどの説明のとおり１４６トンの不燃ごみに関しては、手数料を徴しておりません。

また、中段の可燃ごみ、中段の資料につきまして、可燃ごみにつきましては、現在、鴨川市では５つの業者に処理の委託を行っており、これにかかる単価は１トンあたり約４万円、委託料は総額で４億円以上となっております。

続いて、下段の不燃ごみ処理量実績につきましては、ガラスセトモノ類は、現在、天津小湊処分場に全量を埋めた立てておりまして、処分場の維持施設の維持がそのまま費用となります。

また、小型家電に関しましては、再資源業者と１トンあたりの単価契約をしております。

令和７年の実績で申しますと、ガラスセトモノに関しましては、１０キロあたり６０９円、小型家電に関しましては、１０キロあたり３３０円の経費がかかっておるものです。

続きまして７ページ、資料３につきまして、ごみ処理手数料と持ち込み手数料の実績とこれを値上げした場合の財政収支の影響です。

仮に令和９年１０月から施行した場合、合わせて１１６５万５８５０円の収支改善が見込まれます。

これは約半年分の収支改善の見込みになりますので、令和１０年度の改善の見込みは約２３３１万１７００円となります。

資料の８ページをご覧ください。

こちらが、県内各市のごみ袋にかかる手数料の状況でございます。

現在、千葉県内には３７市がございますが、うち１５市は実質的に無料でごみを回収しておりまして、他の有料の２２市の負担は、２０リットル袋１枚に換算いたしますと、平均の負担額は約２０円となりまして、１０枚あたり２００円となっております。

また、不燃ごみに関しましては、１０市が有料で平均負担額は１６円、１０枚あたりは１６０円となっております。

次に、右のページ、資料５が持ち込み処理手数料の状況です。

県内約３０市が持ち込みについて、有料の申し込みを受け入れておりまして、その平均負担額は、１０キロ当たり１８０円となります。

また、不燃ごみに関しましては、２８市が有料で処理を受けておりまして、その平均負担金額は、１０キロ当たり１８９円となっております。

次に、資料の１０ページと１１ページになります。

こちらが、令和５年度の県内市町村のごみ排出量の総計になります。

鴨川市の１日１人当たりの排出量は、１０９７グラムで５４市町村中４８位です。

また、各家庭から出る可燃ごみ、こちらは生活系ごみから資源ごみを除いたものになりますが、５５７グラムになっております。

なお、資料の１２ページは欠番とさせていただきます。申し訳ありません。

議事（１）にかかる説明は以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

事務局からの説明が終わりました。

ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

● 伊藤委員

５ページのごみ処理手数料の改定は、１０月以降の実施予定ですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

まだ正式には決まってないですが、１０月予定ではあります。

● 伊藤委員

今までにかなり有料のゴミ袋を買い置きしているところ、今５０円で買っているわけですよね。

１０月以降、その差額２０円かと思うが、２０円は別にまた券を買わなくてはいけないということですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

方法として、例えば１０月１日から決めたら、その日から２０円の証紙を買っていただきますが、１か月くらいの猶予期間を設けるとか、その辺は金額が決まり次第、検討をして審議会等でお話しして決めていければと思っております。

そもそも、この値上げについてどうなのかということを、今回は、審議会のみなさまにいろいろなご意見をいただいき、まだ正式に決まったわけでもありませんので、実際、正式にやるとなると、議会に上程して条例改正が必要となりますので、まずは審議員のみなさまのご意見をいただきたいというところが主旨であります。

また、現在は、ナフサの関係で袋自体も値上げされることになるかと思われるが、そうなりますと、現

在、大きな４５リットルの袋も５００円プラス袋代で、だいたい６５０円から７００円くらいとかで売っているかと思うが、例えば証紙を７００円にしたときに袋代がまた倍くらいになってしまうと、袋代が全体で、１０枚１０００円くらいになってしまいます。

そういったことも含めてですね、値上げするのが今の時期でいいのかというところもありますけども、冒頭申し上げましたように市の財政状況もありますし、収入を増やしたいということから、今回、みなさまにお諮りしております。

● 伊藤委員

そうすると、これを審議会で諮って、ある程度方向性として決められるのがいいのでしょうか。

それから議会にかけるんですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

そうです。先ずは、この審議会でのお話を、議会の方にご報告したいと思います。

当然、議員さんの考え等もあるでしょうから、我々の案としてはこの案を出したいんですけれども、それには審議会でこういう意見があったということを伝えていき、賛成反対等いろいろあるんでしょうけれども、やり方についても、例えば持ち込みだけ上げようとか、袋の方は差し控えようとか、我々としては全部同意を得たいんですけれども、そういった意見等もあればですね、率直に伺って参りたいと思います。

内部としましては、スムーズに行って　このお話をこれから９月議会があるので、ご報告して、同意が得られれば、１２月議会に諮り、そこから袋の委託の準備等をしなくてはいけないので、そこで条例改正して施行を例えば１０月からにするなどの考えでおります。

● 伊藤委員

これは、来年の１０月ですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

来年の１０月ですので、金額に反映するのは令和９年度からになります。

ただ袋の準備がやっぱり１年近くはかかってしまいますので、市民への周知も含めてそのぐらいの期間をいただきたいなと思っています。

● 議長（飯塚会長）

他に何かありますでしょうか。

● 渡邉委員

広域化になるのはいつの予定ですか。

令和９年４月でしょうか。それに向けてやりましょうっていう話ですよね。

今、お金が欲しいってことではないですよね。

● 事務局（渡辺環境課長）

全体的にごみの金額が決まってから、事業ゴミは６年度から少し上げてますけども、他のごみにつきましては市町合併後に金額を定めてから２０数年変わっておりませんので、今、処理経費等上がっているというところはあります。

● 渡邉委員

大義名分が欲しいかなっていうのがあって、例えば広域化になっても、中間処理施設って必要なんですよね。

なので、処理にかかる維持費も必要というのであれば、なんとなく市民も納得するような気がします。

今だと、例えばごみをいろんなところにトラックで持ち込んでるわけじゃないですか。

今度、６市１町で共同でそこを運営しなきゃいけない形になりますよね。

それであれば、なんとなく納得するような気はするんですよ。

● 事務局（渡辺環境課長）

その話をしますと、それをやるから経費が嵩んでるというわけでもなくて、広域化することによって、経費を削減するということですから、今建設中で令和９年から始まるんですけれども、その建設費とサービス代価等、鴨川市の負担分が今のところ毎年２億８千万、３億円弱なんですね。

先ほど資料の中で可燃の処理費が４億円、実際表面上は今のところ１億円減るということはあるんですけれども、ただこれもどんどん今の物価上昇よりも上がってきていますし、広域化したのはそういった節約をするという意味でやっていますけれども、今回の値上げにつきましては、市民のごみの様子が先ほどの資料でありますけれどもワースト下位の方ですので、やっぱり皆さんに協力していただきたいことも含めまして値上げすることを実施したいと考えます。

● 佐々木市長

ごみの中継施設ができることによってメリットがあって、今、銚子に持って行ってるのも、銚子に持っていく分、経費が減ってきますので、その分では相当なメリットがあると思うんですけども、ただ、一時的にはごみ収集業務にかかる、先ほども話した通り委託費だとか、そういった面では経費がかかる。

あとは、ゴミの減量化ということで、やはりごみを少なくしていかなければならない。

９ページの資料を見てもわかるように、可燃ごみの手数料は、鴨川市は今７０円となっていますけれども、一番財政状況がいい浦安市が２００円です。

ですから、財政がいいから安いとか高いとかでなくて、ある程度やはり受益者負担ということでかかるものについては、もらっていきましょうということで進めていく必要はあるのかなと思っています。

● 渡邉委員

難しい問題であります。

一般家庭と事業所と両方の皆さんもそうだと思いますが、ただどっちが経費かかるのかなと思います。

単純に一般家庭のごみ収集において、何件も何件も見てると、止まっては走って、止まっては走っての

繰り返しで、我々の住んでる地区は各要所要所でゴミを入れるスペースがあって、一般家庭の人たちがそこまでごみを持っていって収集してくれるんですけど、おそらく他の地区はそうじゃないようなところもあると思う。

家の前に置いておいて、持っていってくれるとかいうようなところもあるのかなと思うので、根本的なところから直すことも必要になってくるのかなと感じる。

ごみの減量もそうなんですけど、私一時、上越にいたんですが、上越はものすごく厳しいんです。

極端な話、牛乳パック一つも燃えるごみで出したら駄目なんです。

そういうところもあるので、多古町がなんで少ないのかっていうのは、私は分からないんですけど、そういた比較もしていく必要あるのかなと思います。

ある程度値上げも必要な部分はあると思います。

あとは、市民に協力してもらう部分もあるのかなと、本当は南房総市さんみたいに、生ごみ処理機の補助金出してというのもあるのかもしれないですけど、なかなかそこに至るまで、例えばコンポストぐらいはやってもいいのかなと思って、その辺もちょっと含めて検討していただければなと思います。

● 議長（飯塚会長）

他に何かございますか。

● 伊藤委員

先ほどから、やはり、ごみの処理にかかるお金とかそういう話になってますけども、先ほど出たようにやっぱりごみの減量化をね、図っていかなくちゃいけないと思うんですよね。

私も環境審議会、長年やってますけど、４・５年前かな、レジ袋とかそういったものを有料化することによって、一体どれくらいのごみの量が減るのかというのを試算してくださいと、環境課の方には言っていたんですけど、その後動きがあったのかどうかは分かっていません。

６ページのごみ処理の現状を見ると、これ確かにごみが減っているんですよね。

可燃ごみにしろ、不燃ごみにしろ、これがなんで減ってきたのか、データ的に調べられないですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

まず、一番大きな原因は人口の減だと思います。

人口の減と比較して、やや、ごみの方が減っています。

令和４年度と令和７年度とも人口で比較してみたんですけど、若干人口の減に対してよりは、ごみの量は減っています。

● 伊藤委員

そうしたら、やっぱりごみの量を減らすためには、どこを重点的に施策を行うかということを考えた方がいいと思います。

● 事務局（渡辺環境課長）

おっしゃるとおりです。それが大きな命題でございます。

● 伊藤委員

確かに前の処理場ではごみを細かく分別して何キロ収集した、何キロ消費したというデータがあったのですが、焼却場がなくなってしまったら、それができなくなってしまうのですか。

● 事務局（渡辺環境課長）

中身ですから、焼却物は全部焼却しています。

● 伊藤委員

例えば、廃プラや生ゴミがいくつあったとか、ダンボールがいくつあったとか。

● 事務局（渡辺環境課長）

本日の資料では細かくなっていませんが、不燃ごみの細かい資料があります。

● 伊藤委員

効果的に、ごみの量を減らせるような施策を考えた方いいですね。

● 事務局（渡辺環境課長）

ですから、１番は、可燃ごみの方からダンボールですとか、雑紙を資源ごみの方に回してもらって、そこで一番減らすというのが、一番大きな対策だと思います。

● 伊藤委員

それを定量的に出せるのか。

例えば、以前は雑紙とか、何かと一緒に全部可燃物の方に入れて燃やしちゃったと、だけどあれをやることによって可燃物が少ないのが減って、可燃物として燃やせるのがどれだけ減ったとか。

● 事務局（渡辺環境課長）

それは、前年比との比較ですとか。

● 伊藤委員

市民に対してごみを減らしてくださいと、出すごみを減らしてできるだけ資源化をしてくださいと要請するときに、そういった資料があれば説得しやすくなると思う。

● 事務局（渡辺環境課長）

また、そういった資料を出してホームページとか、また出前の講座とかやってますので、そういうとこ

ろで伝えていきたいと思います。

● 議長（飯塚会長）

私が言ってはいけないかもしれないんですけど、雑紙は本当に分けやすいですからね。

本当にいいと思いますので、それだけでもきっと分けるのもいいことかなと思っています。

他に何かございますか。

よろしければ、議事（１）の一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、市等での精査を進めてもらい、今後の審議会での協議を継続してまいりたいと考えておりますので、この場での採決はありませんが、よろしくお願いいたします。

間に入ってしまって大変恐縮ですけれども、（２）浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定についてを議題といたします。

こちらにつきましては、本日、市長から諮問を環境審議会にいただき、その中で審議し、その後に答申するというようなことで進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

それでは佐々木市長から飯塚会長へ諮問書の交付をさせていただきます。

市長よろしくお願いいたします。　【佐々木市長から飯塚会長へ諮問書の交付】

● 議長（飯塚会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

現在、財政課の主体となっております、使用料、手数料に係る見直しの中に、環境課所管の浄化槽清掃許可申請手数料と、許可証再交付申請手数料見直しにつきまして、それぞれ３０００円となっているものを５０００円としたいものであります。

資料の方は、１３ページをご覧ください。

ご審議いただきたい内容としましては、１点目、１ページの条例改正に係る金額、２点目がスケジュール、３点目が浄化槽清掃業許可申請手数料の改定についてになります。

説明は、以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

事務局からの説明が終わりました。

ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

近隣を見てみますと上がってますので、やむを得ないのかなというところもございますけれども、どうでしょうか。

● 渡邉委員

再交付は、今ゼロなんですか。これは１回で何年なんですか。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

１回につき２年になります。

● 渡邉委員

申請が令和６年で８件あったということですよね。

ということは２年だから、令和８年は８件で、これが再交付ではないのですか。

この８件は、２年ごとで新規新規なんですか。

再交付というのは、どういうときになるのですか。

● 事務局（庄司廃棄物対策係長）

申請後にこちらが許可書を交付しますので、許可書を紛失された場合には、再交付となります。

なお、２年ごとに新規での申請となります。

● 渡邉委員

そういうことですね。

再交付の方を高くした方がいいんじゃないかなと思いますが、どうなんですかね。

● 事務局（渡辺環境課長）

再交付の方は、条例で申請手数料に準ずるとあり、許可申請手数料と同額になります。

● 議長（飯塚会長）

他に何かご意見等ございますか。ないようでしたら、これより採決に入ります。

浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定について、承認される方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定は承認されました。

それでは、承認されましたので、これより答申を行いたいと思いますが、事務局から、委員のみなさまのお手元に答申書の案を配付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

よろしければ、この後、環境審議会会長から市長へ答申書を交付させていただきたいと存じます。

それでは、飯塚環境審議会会長から佐々木市長へ答申書を交付させていただきます。

【飯塚環境審議会会長から佐々木市長へ答申書を交付】

本件につきましては、本日付けをもって、鴨川市環境審議会からの答申書をいただきましたので、今後９月議会におけます、手数料条例の一部改正に向けて手続きを進めてまいりたいと存じます。

● 議長（飯塚会長）

続きまして、（３）第３次鴨川市環境基本計画の進め方についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

● 事務局（高橋環境保全係長）

それでは、第３次鴨川市環境基本計画の進め方についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

資料は、１５ページから２４ページが、現行計画の概要版になりますので、ご覧いただければと思います。

先ず、本年度、「第３次鴨川市環境基本計画」の策定を行う経緯でございますが、現行計画が令和８年度をもって計画期間を終了しますことから、新たに令和９年度からの１０年計画での策定を実施するものでございます。

次期計画策定では、第３次鴨川市総合計画（第５次５か年計画）、鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や、持続可能な開発目標（SDGs）、国の第６次環境基本計画、第３次千葉県環境基本計画等の方針を踏まえて、環境の保全及び創造に関わる近年の社会情勢や政策動向、地域課題への対応を図ってまいります。

今回の策定に際し、受託業者の選定にあたりましては、去る５月に、８社による指名競争入札を行い、現行計画作成時と同様の「株式会社　リジオナル・プランニング・チーム」が落札いたしました。（予算額９，０００，０００円に対して、落札額は５，０９３，０００円でございました。）

なお、このコンサルタントは、直近では、令和７年度に、埼玉県幸手市の計画を策定しております。

次に、世界の環境情勢に目を向けてみますと、地球温暖化による猛暑や気候変動の加速、生物多様性の急速な喪失、プラスチックなどによる海洋汚染が深刻化しています。

直近の２０２４年には単年で初めて１．５５度上昇し、２０２５年までの直近３年間の平均でも約１．４８度高い非常に高い水準を記録しています。

各国の脱炭素化の取り組みが進む一方で、国際的な連携や実効性ある排出削減目標の達成が喫緊の課題となっております。

地球規模で進行する主な環境問題として、気候変動と温暖化世界の温室効果ガス濃度は過去最高を更新し続けており、干ばつ、大規模火災、記録的な豪雨などが世界各地で常態化しております。

次に、資料の２５ページをご覧ください。

大きな項目の２になりますが、現行計画以降の主な変化といたしまして、次のような内容が挙げられます。

１点目は、温暖化防止を強化するため、日本を含む世界各国は「２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を掲げました。

国は再エネを軸としたエネルギー対策を推進し、自治体に向けては地域脱炭素政策を示しております。

２点目は、気候変動の影響（災害、健康被害、生態系変化等）に対して、適応策が必要となっていることであります。

３点目は、プラスチック汚染の防止とプラスチック資源の循環利用が世界の課題となっていることであります。

４点目は、食品ロスの問題が、世界的に注目されていることであります。

５点目は、生物多様性保全に向け、陸域と水域の３０％を保全することが世界目標となっていることであります。

最後６点目は、市内における、ごみ広域処理の新体制、鳥獣害の深刻化、遊休地・荒廃地の増加、空家・空地の増加、メガソーラー開発といった変化が見られることであります。

これらの状況を踏まえ、大きな項目の３になりますが、次期計画策定の要点といたしましては、次の事項を掲げていきたいと考えます。

１点目の自然環境関連につきましては、自然共生社会に向けて、市内の自然環境の現状を踏まえた、自然環境の保全と活用、及び鳥獣害等の問題の解決でございます。

また、生物多様性に関する国・県の方針に対応した、生物多様性保全でございます。

２点目の快適環境関連につきましては、第３次鴨川市総合計画が示す地域の魅力づくりを、環境保全の面から推進することでございます。

３点目の廃棄物関連につきましては、循環型社会形成に向けて地域の現況を踏まえた廃棄物の適正処理と資源循環利用でございます。

４点目の生活環境関連につきましては、安心・安全な市民生活を支えるための、公害防止や環境美化等でございます。

５点目の地球環境関連につきましては、国民目標である「２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」、及び「鴨川市ゼロカーボンシティ宣言」（令和４年９月１日）に対応する、地域社会の脱炭素化（温暖化緩和策）でございます。

また、気候変動の影響（水害、熱中症、農漁業への影響等）への対応（気候変動適応策）がございます。

６点目の環境学習関連につきましては、市民が環境について知り、考え、行動するための、学習機会や協働の取組等でございます。

次に、資料の２６ページをご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、本計画は令和８年度中の策定がゴールでございますので、大変タイトとなっております。

現在は、コンサルタントにおける、環境データの整理、市民や事業者へのアンケート調査実施・集計・分析、骨子案作成等を実施いたしております。

今後につきましては、９月下旬頃に第２回鴨川市環境審議会を開催し、骨子案の説明と進捗状況の報告等を行い、第３次鴨川市環境基本計画の環境審議会への諮問をいたしたいと考えております。

そして、１２月上旬から中旬には、第３回鴨川市環境審議会を開催し、素案の説明と進捗状況の報告等を実施したいと考えております。

なお、年内には、庁議及び議員全員協議会での説明を考えております。

年が変わりまして、令和９年１月中には、パブリックコメントを実施し、素案の内容に対しまして、市のホームページや広報かもがわにてあらかじめ広く一般に公表し、市民等から意見や情報を募集したいと考えております。【期間は、１カ月程度を見込んでおります。】

パブリックコメントにつきましては、いただいた、ご意見等を受けて計画の再調製を行い、２月中旬頃には、市の考え方等をホームページにて公表する予定でおります。

そして、令和９年３月上旬頃には、第４回鴨川市環境審議会を開催し、第３次鴨川市環境基本計画に対する答申をいただく予定であります。

なお、今後の審議会におきましては、基本的にコンサルタントの担当者に同席をしていただきます。

令和８年度の環境審議会におきましては、答申を行うところまで会議開催となりますが、途中の開催時において、本日ご審議いただきました、「一般廃棄物処理手数料の改定」につきましても、諮問・答申が行われる可能性があります。

その際には、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

※　周知につきましては、４月中に市ホームページ掲載、広報かもがわへは５月号での掲載を予定しております。

説明は以上となりますが、委員の皆さまには、活発なご意見・ご審議をいただけたらと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

● 議長（飯塚会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたら、よろしくお願いいたします。

● 伊藤委員

コンサルに委託することは、この日程でいくと、おそらく金太郎飴的なものしか出てこないと思いますから、コンサルと打ち合わせする時には、鴨川市の環境や市長も交えて、鴨川市のために何をしたらいいのかというのを強調するような計画を作ってほしい。

環境基本計画については、金太郎飴になってしまうので、作成の過程でコンサルが色々調べたりしてくるのでしょうけれども、鴨川市は違うなとか、鴨川市はこんなこと考えてるよとか、そういうことを積極的にコンサルに伝えて、鴨川市独自の独自と言ってもいいぐらいの基本計画を作成していただきたいと思います。

● 事務局（渡辺環境課長）

おっしゃる通りだと思います。

なかなかこういった計画を作る場合、コンサル任せとかになってしまいますが、今後、審議会も複数回ございますので、委員みなさまの忌憚のない意見をいただいて、市長とも協議しながら、いろいろな意見をいただいた中で、鴨川市独自のものを作っていきたいと思います。

● 議長（飯塚会長）

他に何かありますでしょうか。

● 渡邉委員

これは、９月に諮問するのですか。

コンサルの業務工程表では１２月の諮問になっているが、全体的な案のところで諮問を出すのか、コンサルの計画に基づいて出すのか、どちらでしょうか。

● 事務局（高橋環境保全係長）

基本的には、骨子案ができましたタイミングで諮問はさせていただきたいと思いますが、これが次回の審議会になるのかということなんですが、こちらとしましては、９月末頃の次の審議会でお示しができたらという予定でおります。

よろしくお願いいたします。

● 議長（飯塚会長）

他に何かありますでしょうか。

今後の審議会も行われますので、その時に質疑等あれば、ご意見をお伺いできればと思います。

それでは、ただ今のご意見等をもとに、議事の（３）第３次鴨川市環境基本計画につきましては、今後、精査・協議等を進め、今後の審議会において、骨子案、素案を提示し、年度末策定に向けて、引き続きのご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

※ それでは、ここで暫時休憩といたします。
再開は、午前１１時２０分からといたします。

休憩に引き続き、会議を再開いたします。（午前１１時２０分）

続きまして、次第の５・報告になりますが、（１）田原地区メガソーラー関連についてでございます。

事務局の報告を求めます。

● 事務局（高橋環境保全係長）

それでは、報告の（１）田原地区メガソーラー関連について、ご報告申し上げます。

資料は、２８ページから３０ページになりますので、抜粋しながら、ご報告させていただきます。

先ず、計画概要でございますが、事業区域約２５０ヘクタール（東京ドーム約５３個分）、太陽光パネル約４７万枚を敷き詰め、出力１００メガワットを発電する規模でございました。

年間で２５０００世帯の電力がまかなえます。

その後、数度の休止届等により、許可後６年が経過しました、昨年５月に着工に至ったものでございます。

次に、各種法令の手続き状況でございます。

本計画は、平成２６年３月に、FIT 認定（国の固定買取制度）を受け、その後の平成３１年４月に、林地開発許可を得たものでございます。

次に、FIT 認定の状況でございますが、認定後の更新手続きに問題がありましたことから、令和８年１月９日に経済産業省が、令和５年３月３１日付けにて失効していることを、確認したものでございます。

次に、事業の経過等でございますが、主に森林法の関係について、ご報告いたします。

冒頭でも触れておりますが、本事業は平成３１年４月に「林地開発許可」を受けたものでありますが、その後数回にわたり休止届が提出されております。

また、令和６年１２月には、林地開発行為再開届及び林地開発行為変更届の提出が成されております。

令和７年５月に林地開発行為着手届が提出され、工事が進められていたところ、１０月２８日に許可条件違反となる残置森林の伐採が千葉県により確認されました。

現在、現地では復旧に向けた作業が進められており、今後も、県との現地調査に同行するなどしながら、動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、その他といたしまして、令和７年１０月２９日には、市民団体から県へ要望書が提出されております。

令和７年１１月１４日には、鴨川市長と鴨川市議会議長連名により、県へ要望書を提出しております。

また、令和７年１１月１８日に、県と市が共同の事務局となり有識者会議を設置し、令和８年３月末までに計３回の会議を開催し、３回目の会議後には、県と市に対する提言が取りまとめられました。

現在、県では太陽光発電事業に係る条例を策定すべく、準備を進めていると聞いております。

報告は、以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

ただ今の報告につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

（委員からの意見等はなし）

報告ですので採決はありません。

続きまして、（２）鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）についてでございます。

事務局の報告を求めます。

● 事務局（高橋環境保全係長）

それでは、報告の（２）鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、ご報告申し上げます。

資料は、３１ページから６０ページになります。

内容は、ご覧いただければと思いますので、概略について、ご報告をいたします。

この計画は、地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づき、策定が義務付けられており、地球温暖化防止の推進を図るため、鴨川市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としたものでございます。

令和５年度の温室効果ガス排出量の実績がまとまりましたことから、昨年度、一部変更のかたちで２０３０年度までの目標を改定したものでございます。

この中で特筆すべきは、令和４年９月の旧鴨川清掃センターにおける廃棄物焼却の休止により、大幅な温室効果ガスの削減が達成できたことであります。

今後も公共施設等においては、１つ１つの取り組みにより、さらなる温室効果ガスの削減に努めていく所存でおります。

こちらは、市のホームページにも掲載されております。

報告は、以上でございます。

● 議長（飯塚会長）

ただ今の報告につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

（委員からの意見等はなし）

報告ですので採決はありません。

ないようでありましたら、以上で本日の議事・報告は全て終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

＝＝＝　　進行を会長から　進行へ　　＝＝＝

最後に次第の６「その他」でございますが、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

それでは、事務局からご連絡申し上げます。

次回の審議会開催につきましては、環境基本計画の骨子案をお示しする９月下旬から１０月上旬を予定しております。

日程につきましては、事前にご連絡を差し上げた上で、ご通知をいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

● 司会（佐々木課長補佐）

本日は、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和８年度　第１回鴨川市環境審議会」を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

本会議の内容を確認したので署名する。

令和８年 8 月 21 日

会議録署名人　鈴木良太郎